

「人間の尊厳」と生命倫理

要旨

今日、生命をめぐる国内外のルール作りにおいて、「人間の尊厳」は重要な役割を果たしている。わが国においては、2001年6月に施行された「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」において、「人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持…に重大な影響を与える可能性がある」（第一条）ゆえに、クローン個体（クローン人間）を生み出すことが禁止された。また、2014年に制定された「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」は、「人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすること」を目的としている。さらに「社会福祉士及び介護福祉士法」では、2007年の改正に伴い、「個人の尊厳を保持する」ことが社会福祉士及び介護福祉士の義務とされ、新カリキュラムでは「人間の尊厳と自立」という大項目が立てられているのである。先端医学研究から医療・介護の領域まで、今日、人の生命が関わる場所、人間の尊厳が語られると言っても過言ではない。しかし、多種多様な問題を解決する鍵として用いられるにつれて、この概念に対する批判も聞かれるようになっていく。そうした批判によれば、人間の尊厳は、曖昧であり、それゆえ論争を解決する上でまったく役に立たないだけでなく、自分の立場を相手に無理やり認めさせる武器として用いられているゆえに危険ですらある。

しかし、ナチスによる残虐な行為に対する反省を踏まえ、各種の宣言や法的な文脈に位置づけられることになった「人間の尊厳」を、一世紀も経たないうちに有害無益なものとして捨て去るのは、あまりにも時期尚早なのではないだろうか。そもそも、ある概念が明晰な適用基準（記述的意味）をもたないことから、ただちにその概念が有害無益であることが帰結するのではない。「乱用」という事態が本当に存在するならば、むしろ問われるべきなのは、概念の曖昧さではなく、曖昧さとの向き合い方なのではなかろうか。もちろんこの考え方は、われわれにとって耐えがたい。なぜなら「人間の尊厳」に依拠して議論が行われる場合に期待されているのは、この概念にもとづいて問題を一刀両断に解決することだからである。しかしまさにその枠組みから人間の尊厳を解き放つことが、一刀両断に切り捨てようとする批判からこの概念を守る上で重要なのではなかろうか。このような問題関心のもと、本論文では、以下の二点を目的とした。第一に、人間の尊厳を、曖昧さを否定的に捉えない枠組みにおいて、つまりそもそも曖昧なものとして理解すること、第二に、人間の尊厳の恣意的な使用を避ける手段を、現代の生命倫理学におけるもう一つの柱である「対話」と結びつける形で提示することである。

これら二つの目的を果たすために、各章において以下の議論を展開した。第1章では、人間の尊厳を、事実と価値とが絡み合った厚い概念として位置づけることを試みた。人間の尊厳とは、人格の基本的なあり方——還元不可能性、心身の統一性、社会性——に付随する価値である。「人格とは何か」「どのような存在に人間の尊厳が備わるのか」という問いに対して示されてきた、「ヒトの生命に尊厳は備わる」、「自己決定能力に尊厳は備わる」という答えは、上記のあり方を記述的な性質によって明確に説明しようとする努力の現れなのである。しかし、厚い概念である人間の尊厳には、記述的要素（事実）と評価的要素（価値）とが絡み合った仕方で含まれている。そ

のため、人間の尊厳の適用基準を、記述的性質 A、B、C といった形で取り出すことができるという想定自体が、誤りなのである。もちろん、明確な適用基準をもたないということは、尊厳に関して判断できないということではない。大切なのは、規則とは別の仕方、尊厳が侵害されている事態を適切に捉える評価的視点（感受性）をもつことなのである。

しかし人間の尊厳（の侵害）は、単に「捉えられる」ものではない。人間の尊厳は、われわれが何を為すべきかを判断する上でも——すなわち規範上も——重要な意味をもつ。しかし、価値と事実の区分と同じく、価値と規範の区分もまた、広く受け入れられている。両者の違いは、「何が望ましいかは人それぞれであるが、何を為すべきかは普遍的である」という形で表すことができる。そこで第 2 章で検討したのは、価値と規範のつながりを認めるヒラリー・パトナムと、両者を区分しようとするユルゲン・ハーバーマスの論争であった。しかし論争を丁寧を追う中で明らかになったのは、ハーバーマスの討議倫理学においても、人間の尊厳という価値は、規範の基礎になっているということである。むしろ両者の争点は、価値（人間の尊厳）と規範の結び付きを認めた上で、両者を事実と関連づけるかどうかという点にこそある。なぜならハーバーマスにとり、価値や規範を事実と結びつけることは、相互尊重の態度を掘り崩しうるものだからである。これに対して本研究では、パトナムの「存在の多元性」という議論に依拠しながら、われわれに尊重を求める事実もまた存在するのではないかと、つまりハーバーマスは存在を不当に狭く理解しているのではないかと疑問を呈した。

それでは、人間の尊厳が規範と結びつくことを認めた上で、われわれはどのような規範に従うべきなのだろうか——第 3 章ではこの問題を扱った。伝統的に、人間の尊厳は、能動的に規範に従う行為主体がもつとされていたことを踏まえれば、ここで問われているのは、「行為主体としての人間」の尊厳なのである。そうした規範としてしばしば挙げられるのは、イマヌエル・カントの定言命法の一つである、「目的自体の定式」ないしは「客体定式」である。しかし定言命法それ自体は空虚であり、それゆえに恣意的な権利の制約を引き起こす可能性があった。例えば、代理懐胎を引き受ける女性を、目的自体の定式に反しており、それゆえに自らの尊厳を貶めているといった批判は、冷静にその妥当性を検討する必要がある。そこでわれわれが着目したのは、目的自体の定式に実質を与えるものである公序良俗（良俗）である。いくつかの公序良俗論の検討を通じてわれわれが到達した結論は、生命や身体（これらは人間の尊厳と密接な関係にある）を保護するために、公序良俗違反として、基本権が制約される場合はあるということであった。しかし同時に重要なのは、良俗とされているものを鵜呑みにせず、基本権の観点からスクリーニングにかける討議プロセスを——メタ自己決定として——経ることなのである。

しかし、基本権を制約するメタ自己決定は、法律やガイドラインといった公序を作るさいにのみ求められているのではない。むしろ生命をめぐる問題に関しては、討議を通じて作られた公序自身が、倫理委員会における討議を求めているのである。そこでわれわれは、第 4 章において、再び討議倫理学を導きの糸に、倫理委員会や倫理コンサルテーションにおいて交わされる、個別の討議の意義を探求した。その結果明らかになったのは、人間の尊厳の侵害を適切に捉え、何を為すべきではないかを捉える上で、個別の討議がもつ独自の意義である。尊厳が侵害される「場合」は、法やガイドラインといった公序のレベルだけで明確にできるものではない。もし法やガイドラインによって、特定の技術を使用した「場合」をすべて尊厳の侵害として——それゆえに

「為してはならない」と——規定するなら、基本権の恣意的な制約に繋がりにかぬない。必要なのは、一つ一つの事例に関して、規則をトップダウンで適用するのではなく、評価的視点を適切に働かせることによって、尊厳侵害の有無を判断することなのである。

ところで、人間の尊厳が命じるのは、「為してはならない」という不作為の義務だけであろうか。むしろ人が成長し、生きていく上で他者の支えが必要であることを考えるなら、尊厳は作為の義務をも生み出すのではないだろうか。そこで第5章においてわれわれは、尊厳と作為の結び付きを明らかにするべく、福祉という概念に着目した。取り上げたのは、福祉理論として現在有力なケイパビリティ・アプローチである。このアプローチに与するセンとヌスパウムという二人の論者の比較検討を通じて明らかになったのは、ヌスパウムの理論に見られる「リスト」や「閾値」という線の暴力性である。この線によって多くの「人」は、その福祉も尊厳も顧みられることなく切り捨てられていく。これに対して、理論ではなく現実に焦点を当て、開放的に議論を行うことを強調するセンの立場は、ある種の事態、特定のケースに関して合意し、福祉を改善し、それによって人間の尊厳を保障する可能性に道を開いていた。

以上の議論を通じて、本研究の二つの目的——第一に、「人間の尊厳」を、曖昧さを否定的に捉えない枠組みにおいて理解すること、第二に、「人間の尊厳」の恣意的な使用を避ける手段を提示すること——に対して、次のような答えが与えられる。「人間の尊厳とは、そもそも曖昧な概念であり、この概念を適切に用いるには、適切な評価的視点を獲得しなければならない。その意味では、この概念には常に誤用のリスクがつきまとうのである。このリスクを避けるには、何を為すべきではないのか、何を為すべきなのかを、事例ごとに、討議を通じて、問い直す必要がある。」もちろんこの答えは、人間の尊厳の記述的意味を明確にし、それによって生命倫理や医療倫理の様々な問題をトップダウンで、すっきりと解決することを望む人々には、納得のゆくものではないだろう。だが、明解な解決を望む人たちは、そうした解決を望めないがゆえに尊厳を有害無益と判断する人たちと同様、そもそも無い物ねだりをしているのではないだろうか。

すでに哲学者たちが生物学や医療の問題に対して積極的に発言し始めて半世紀以上が経つ。そのあいだ彼らは、思考実験を駆使し、原則や理論を明確化しようと努力を積み重ねてきた。しかし、そうした努力は、時として現実をあまりに単純化しすぎる傾向をもってきたように思われる。「実践的な問題は、哲学者たちの理想化された思考実験とは異なり、『ごちゃごちゃ』しているのが普通」¹である。実践の学としての生命倫理学が、真の意味で実践に関わるためには、「ごちゃごちゃ」とした現実に目を向けること、そして、この現実との付き合い方を根本から見直すことが必要である。人間の尊厳をめぐる本研究は、生命倫理学のこうした展開に貢献するものであると言えるだろう。

もちろん、本稿の検討だけで、人間の尊厳をめぐる課題がすべて解決したわけではない。むしろ明らかにできたのは、ほんのわずかに過ぎない。最後に今後の課題をいくつか挙げておきたい。第一に、本研究では、個別的な判断の重要性を指摘したゆえに、より一般的な規範（法、指針、ガイドライン）などをすべて一括りに論じ、それぞれの違いを論じなかった。人間の尊厳を保障

¹ Putnam, H., 2004, *Ethics without ontology*, Harvard University Press, p. 28. [関口浩喜・渡辺大地・岩沢宏和・入江さつき訳『存在論抜き倫理』, 法政大学出版局, 2007年, 33頁]

する上で、それぞれがもつ独自の役割を詳細に議論する必要がある。第二に、権利と尊厳の関係に関しても、十分に議論したとは言えない。伝統的に、権利は人間の尊厳に由来すると言われる。それでは権利は、本研究において指摘した、尊厳における価値、規範、事実の結び付きにおいて、どのような位置づけを得るのであるだろうか。この点に関しては、論じるべきことが多くある。そして第三には、思想史に基づくきめ細やかな検討の欠如である。人間の尊厳は、キケロー以降、数々の思想家により、多様に論じられてきた。しかし本研究では、そうした哲学者たちのうちのごく一部に触れることができたに過ぎない。思想史全体の中に本研究の立場を位置づけることも、今後の課題になる。